

# 大規模災害等発生時の生徒引き渡し保護者用手順

舞鶴市立白糸中学校

## 1 保護者の引き渡しを実施するケース

生徒の安全を考慮して校内に留まらせると判断する場合があります。

例えば・・・

- 1 大規模な自然災害（大地震・風水害等）により、大きな被害が発生した場合または発生する恐れがあるとき
- 2 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき、または近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

### (1) 通信手段（メール・電話）が使えるとき

→保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又は電話により連絡し、お子さんの引取りを依頼します。

### (2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→学校に生徒を待機させ、保護者の来校（または避難場所への到着）を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。（※引き渡しのケース等、不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。）

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

## 3 引き渡し場所

### (1) 「大規模な自然災害（大地震・風水害等）により、大きな被害が発生した場合または発生する恐れがあるとき」

原則、学校を引き渡し場所とします。学校が被災し学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、引き渡しの場所を変更します。変更先は、メール又は学校の玄関等に掲示します。

### (2) 「不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、または近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき」

原則、学校を引き渡し場所とします。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

## 4 「生徒連絡表・緊急連絡カード」の活用※（別紙）

円滑かつ安全な引き渡しを実行するために、「生徒連絡表・緊急連絡カード」を使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

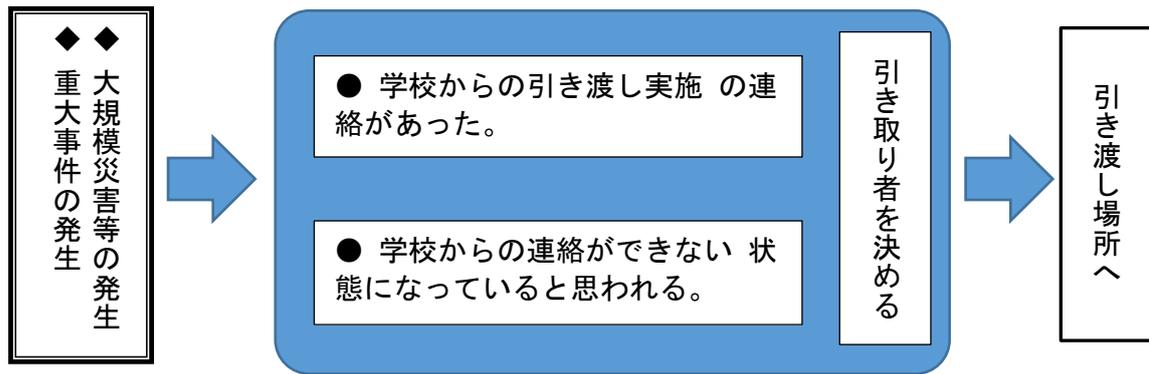
### (1) 「生徒連絡表・緊急連絡カード」の家族構成の欄に引き取りに来られる人と、候補順に1～3の数字を記入してください。

※ 保護者以外の引取者は、お子さん本人が確認できる人をお願いします。

### (2) 「生徒連絡表・緊急連絡カード」に記入した引取者を、下の表に書き写し、この用紙を家庭で保管してください。

引取者名	1		電話	
	2			
	3			

## 5 引き渡しの手順



### (1) 受付

グラウンド内（校内の地図にある受付場所は、状況により変更となります）

### (2) お子さんによる確認

教職員に、「〇〇の保護者（或いは家族の者）です。」と教えてください。

### (3) 引き渡し

お子さんが引取者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項があれば確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

### (4) お願い

生徒が落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。無断で教室待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

### 校内の地図（引き渡しの順路）

